

令和 7 年 12 月 15 日
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課
消費者庁取引対策課

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 7 年 10 月 23 日（水）～令和 7 年 11 月 21 日（金）までの期間において、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令案に関する意見募集を行いました。その結果、本件に関して、1 件のご意見をいただきました。

寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力頂きますよう、よろしく願いいたします。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 7 年 10 月 23 日（水）～令和 7 年 11 月 21 日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見数

提出意見数 1 件（提出者数 1 名）

3. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111

(別紙)

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>本改正命令に賛成します。</p> <p>マンションの管理者が管理組合から委託を受けたマンション管理業者である場合に、その旨を重要事項説明書に明記することは、取引の透明性と購入者の安心感を高める有効な措置だと考えます。特に「管理業者管理者方式」においては、管理者と工事発注者が同一であることによる利益相反の懸念があり、購入者にとって重要な判断材料となります。今回の改正により、契約当事者間の認識のズレやトラブルの防止につながると期待しています。また、老朽化マンションの再生や管理不全の予防という社会的課題に対し、制度的な透明性を高める本改正は、実効性のある対応策として評価できます。今後も市民の信頼に資する制度整備を期待します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>

※1件のご意見をいただきました。